

湯沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画

令和8年4月

湯沢市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

現代の教育現場は、多様化する子どもたちの学びのニーズや保護者の期待、そして地域社会からの要請に応えながら、変化の激しい社会に適応した教育を実現するという重要な使命を担っている。その一方で、教職員は多忙な日々を送り、業務量の増加や時間外労働の問題、さらには心身の健康への影響が課題として顕在化している。こうした状況を改善し、教職員が子どもたちと向き合う時間をより確保し、質の高い教育活動を実現するためには、教職員の業務負担を軽減し、働きやすい職場環境を整備することが急務である。本計画は、市立学校の教職員一人一人がやりがいをもって本来の職務に専念できる環境を整備し、すべての子どもたちのよりよい成長につながる学校教育を実現するために策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「湯沢市立小・中学校業務改善計画」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況（4月～12月）】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26.4時間	14%	0%
中学校	月34.0時間	26%	5%

○月平均超過勤務時間（前超勤なし）が45時間未満の教職員が、小学校では86%を越えている状況である。

○平均超過勤務時間（前超勤なし）が80時間を越える教職員が、小学校では0%であり、中学校でも減少傾向にある。

●月平均超過勤務時間（前超勤なし）が45時間以上の教職員が、中学校において26%となっており、改善が見られるものの、依然として中学校教員の超過勤務が多い状況である。

●平均超過勤務時間（前超勤なし）が、12月の段階で年間目標値（360時間）を越えている教職員が222人中85人（38.3%）に上っている。

●最終退校平均時刻が、小中学校において目標値を上回っている。

以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

①教職員の時間外在校等時間（前超勤なし）

月45時間未満、年間360時間未満を目指す。

②最終退校時刻

小学校で19時、中学校で19時30分

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ・市教育委員会は、ストレスチェックや各種健康相談事業等メンタルヘルス対策を実施し、教職員の心と体の健康保持・増進に努める。
- ・校長は教職員に対して、面談等の機会を通じて、ワークライフバランスの充実等の観点から働き方に関する指導・助言を行う。
- ・業務の区切りをつけ、定時で退勤することの意識を高めるため、ノー残業デーを2週間に1回以上設定する。
- ・各種休暇を取得しやすい環境を整備するため、休暇制度や子育て支援に関する情報提供を行う。
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ・地域住民やボランティアの活用を促進し、教師の負担を軽減する。（「3分類」①関係）
- ・本来は家庭や地域社会が担うべき業務や、地域や保護者の期待に過度に答える活動、休日の地域行事への参加・とりまとめ等の業務を削減する。（「3分類」④⑤関係）

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ICT支援員を配置し、ICT機器の活用に対してのサポート体制を構築する。（「3分類」⑧関係）
- ・地域学校協働活動推進員等を活用し、地域と学校の連絡調整等の業務負担を軽減する。（「3分類」⑪関係）
- ・校内清掃への地域ボランティアの協力を依頼し、負担を軽減する。（「3分類」⑫関係）
- ・部活動指導員を配置し、教職員による部活動指導の負担を軽減する。（「3分類」⑬関係）
- ・休日を中心に部活動を地域のクラブ活動等へ移行し、学校以外の運営体制を構築する。（「3分類」⑬関係）

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・デジタルドリルの導入による教材作成時間の短縮や、ICT教材データベースの活用を図る。（「3分類」⑮関係）
- ・通知表の簡略化（所見欄の字数見直しや発行回数の削減）や学校からの連絡文書等の縮減を積極的に検討する。（「3分類」⑯関係）
- ・市内小中学校で使用している統合型校務支援システムの活用による事務処理の効率化を進める。（「3分類」⑯関係）
- ・十分な教育的効果が望めない業務や行事を廃止するほか、教育的効果に対して時間的負担が大きい業務や行事の在り方を見直す。（「3分類」⑰関係）
- ・会議や研修について開催の在り方、資料のペーパーレス化、オンライン会議の導入、会議時間の短縮について検討する。また、報告や復命の簡略化等を図る。（「3分類」⑰関係）

- ・スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援体制を構築する。（「3分類」⑭関係）

④ その他の取組

- ・教職員の業務分担に偏りが見られる場合には、年度途中であっても、校務分掌の見直しや負担軽減策を講じる。
- ・留守番電話機能の設置による勤務時間外の電話対応を制限する。
- ・学校からのお便りやアンケート、出欠確認等のデジタル化を図る。（一斉配信ツールやアンケートツール、連絡ツールの活用）
- ・標準授業時数を大幅に上回ることがないように、授業時数の適正化（持ちコマ数の軽減）を図る。
- ・宿題を課したり、放課後の個別指導等を行う場合は、児童生徒の主体的な学習活動となるように工夫するとともに、教職員の超過勤務の要因にならないよう、状況を把握し、見直しや改善を図る。
- ・ノー残業デーの設定や、夏季・冬季の学校閉庁日の拡大による休暇取得を促進する。
- ・外部人材の他、学校支援スタッフの役割分担を明確にした上で、学校運営への参画を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、市校長会等で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、学校運営協議会における協議において、校長が基本的な方針を策定する際、業務量管理・健康確保措置の実施についての内容を盛り込み、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。